

平成20年8月7日
関東財務局

株式会社ピースステイブルに対する行政処分について

株式会社ピースステイブル（以下「当社」という。）に対して、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。以下「法」という。）第56条の2第1項の規定に基づく報告を求めたところ、以下の事実が認められた。

- (1) 当社は、平成20年7月17日に代表者が逮捕、勾留され、当該代表者のほかに役員が存在せず、事実上経営実態のない会社となっている。
- (2) 当社は、第二種金融商品取引業の登録を受けている一方で、第一種金融商品取引業の登録を受けていないにも拘わらず、有価証券の販売を行うにあたり顧客から金銭の預託を受けている。

上記(1)は、法第29条の4第1項第1号二に該当する。上記(2)は、第一種金融商品取引業に該当するものであり、法第31条第4項に基づく変更登録を受けずに当該業務を行うことは、法第29条に違反している。

以上のことから、本日、当社に対し、下記の行政処分を行った。

- (1) 登録取消し
平成20年8月7日付で、法第52条第1項第1号及び第6号の規定に基づき、金融商品取引業登録を取り消した。
- (2) 法第51条の規定に基づく業務改善命令
 - ① 顧客の状況を確認し、上記(1)の登録取消しについて、顧客への周知を徹底すること。その上で、顧客に対して顧客財産の状況について説明し、顧客の意向に応じてその返還のために必要な手続等をとるなど、顧客保護に万全を期すること。
 - ② 顧客財産のうち当社が管理している分を顧客に返還するまでの間、会社財産を不当に費消する行為を厳に行わないこと。
 - ③ 顧客の状況や顧客財産の管理状況などの事項について、関係当事者との連絡に努めること等により事実関係を把握し、速やかに報告すること。

(参考)

株式会社ピースステイブルの概要

1. 商号：株式会社ピースステイブル
2. 代表者：代表取締役 坪内征司
3. 所在地：東京都港区海岸三丁目 20 番 20 号
4. 登録番号：関東財務局長（金商）第 1814 号
5. 登録日：平成 20 年 4 月 23 日

連絡・問い合わせ先

関東財務局 理財部証券監督第 2 課

048-600-1293